



平成 20 年 6 月 25 日

厚生労働大臣

舛添要一 殿

中央社会保険医療協議会

会長 遠藤久夫

答申書

(後期高齢者終末期相談支援料等の凍結について)

平成 20 年 6 月 25 日付け厚生労働省発保第 0625001 号をもって諮問のあった件について、下記の通り答申する。

記

1. 後期高齢者終末期相談支援料は、社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会において取りまとめられた「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」(平成 19 年 10 月 10 日) や、同審議会医療保険部会・医療部会において取りまとめられた「平成 20 年度診療報酬改定の基本方針」(平成 19 年 12 月 3 日) に基づく診療報酬の改定を行うべきとの厚生労働大臣からの諮問を受け、本協議会において真摯な議論を重ね創設したものであり、終末期における診療方針等について、患者本人、家族、医療従事者とが十分話し合いを行い、その内容を文書等にまとめた上で患者に提供することを評価したものである。

この相談支援料は、患者が、本人の納得のいく診療方針で、尊厳と安心をもって充実した環境の中で残された日々を過ごすことができるようすることを目的としたものである。医療費の抑制を目的とするものでないことはもちろんのこと、患者に対して意思の決定を迫るようなものではなく、

患者の自発的な意思を尊重するものであるにも関わらず、その趣旨・内容が国民に十分周知されず、国民に誤解と不安を与え、その結果として、算定凍結の措置を講ずるに至ったことはやむを得ないこととはいえ、誠に遺憾である。

2. 本協議会では、診療報酬改定後のしかるべき時期にその実施状況等について調査・検証を行い、必要があれば見直しを行うということを基本としている。そのような中で、必要な調査・検証が行われないままに、凍結との諮問が行われたことは、極めて異例なことであると言わざるを得ない。

しかし、本協議会としては、相談支援料に対する誤解とそれに基づく不安がある現状において、相談支援料の算定をこのまま継続することは、当初の相談支援料の意図の実現が十分に期待できない可能性があるとの判断をした。

今回の措置は、このような特別な事情に基づき実施するものであり、確固としたエビデンスと検証を踏まえて十分に議論した上で対応するという、これまでの診療報酬改定の基本的な考え方を変更するものではないことを確認する。

なお、本協議会としては、国民の誤解と不安を解消するとともに、終末期における情報提供と相談支援に関する実態について情報収集や検証等を早急に行い、その結果を踏まえ、算定の再開を含めた総合的な議論をしたいと考えている。

3. 今回の措置は、国民の理解を得るために努力不足がその大きな原因となっている。厚生労働省は、再びこのようなことが起こることのないよう、診療報酬改定を行うに当たっては、その趣旨や内容を国民に対して十分に説明するものとするほか、誤解を生じさせるような指摘等に対してはしっかりと対応をとることを強く望むものである。

また、これを契機として、終末期医療について開かれた国民的議論が行われるよう望むものである。